

秋田米新品種ブランド化戦略の推進状況について

水田総合利用課秋田米ブランド推進室

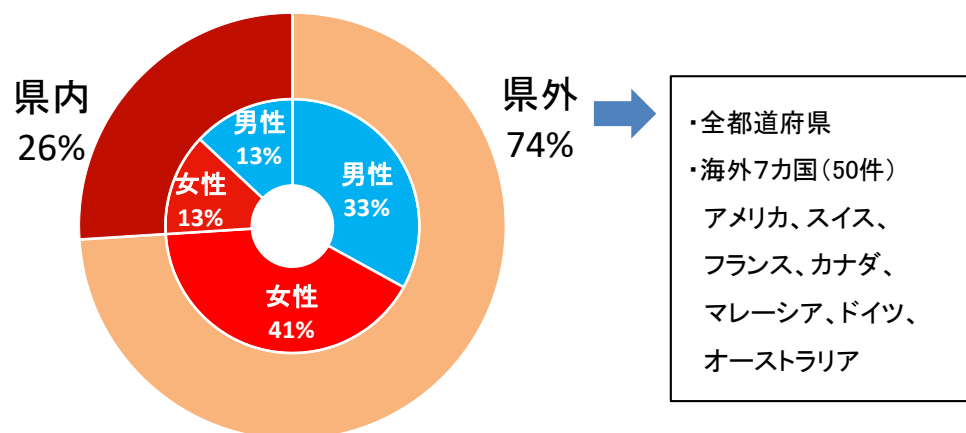
秋田米新品種ブランド化戦略（令和2年3月策定）に基づき、新品種のネーミング案の公募を行うとともに、ブランド化戦略本部会議において作付推奨地域等を決定した。

1 ネーミング案の公募結果について

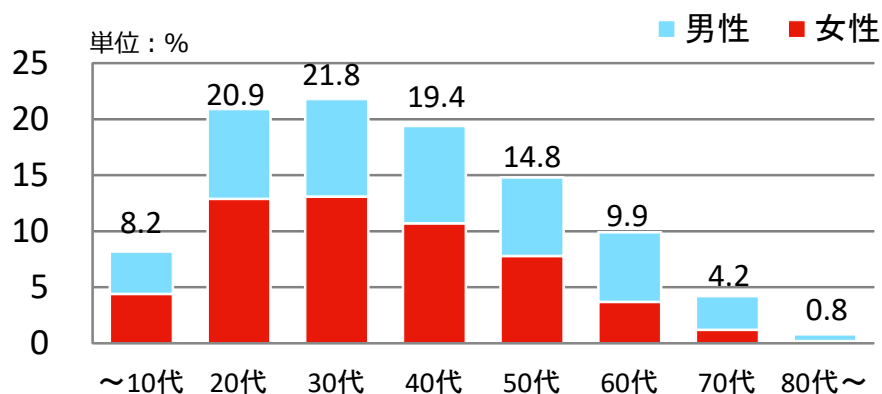
- ・ 応募期間：令和2年4月7日から5月17日まで
- ・ 応募総数：242,918件（暫定値）

※県外に設置した応募箱について現在集計中であり、5月末までに確定予定

（図1）県内外別・男女別応募状況



（図2）年齢階層別応募状況



2 作付推奨地域等について

(1) 作付推奨地域

- ・ ブランド化戦略を踏まえ、1 kmメッシュ気象データを用いて、旧市町村単位（243市町村）で、出穂期後40日間の日平均気温が22℃以上となる水田面積が概ね1/2以上ある地域を設定。
※実際の作付けは、日照や水利などの条件が整った水田に限定。
- ・ その他の地域については、栽培試験を実施し、田植え時期を早めるなどにより、一定の品質・食味を確保できると判断される場合は、作付推奨地域への編入を検討。

【ブランド化戦略】

「秋系821」は「晩生種」であることから、登熟不良のリスクが少なく、かつ、優れた外観や食味などの品種特性を安定的に発揮できる地域を「作付推奨地域」として設定します。

（設定条件）通常の田植え時期で、出穂期後40日間の日平均気温22℃以上を確保

(2) 生産団体登録制度

高品質な米を安定的に供給するため、高い技術力を有する「生産者」と、品質・出荷基準に基づく区分集荷を実施し、検査や保管能力のある「集荷業者」により「生産団体」を組織し、適当と認められる場合は登録。

（要件）

- ・ 生産者：種子譲渡の禁止、全量出荷、土づくりの実施、良食味生産の実績 等
- ・ 集荷業者：認定方針作成者、栽培管理指導・区分集荷体制 等
- ・ 生産団体：団体規約、生産規模、生産・販売計画 等

(3) 品質・出荷基準

食味のバラツキを抑え、一定品質以上の米のみを市場に流通させるため、品質や食味に関する出荷の基準を以下のとおり設定。

（基準）

- ・ 農産物検査等級：1等又は2等
- ・ 玄米タンパク質含有率：6.4%以下（水分含有率15%換算）
- ・ 玄米水分含有率：14.0%以上15.0%以下

3 今後のスケジュールについて

- 6月中旬：生産団体募集説明会
- 7月上旬～：生産団体申請受付
- 8月下旬：名称選考部会（20案→5案）
- 10月中旬：秋田米新品種ブランド化戦略本部（名称案の審議）
- 11月中旬：名称発表イベント（都内）
- 12月上旬～：名称周知キャンペーン（県内外）
- 12月中旬：生産団体の登録
- 1月下旬～：生産者研修会

作付推奨地域マップ

